

福岡県中小企業経営革新原油高騰等克服支援補助金（経費削減枠）

よくある質問

【目次】

- | | |
|-------------------------------|---------------------------------|
| 1. 補助対象者について | 5. 支払いについて |
| 2. 補助対象事業について | 6. 変更が生じた場合について |
| 3. 補助対象期間について | 7. 提出書類について |
| 4. 補助対象経費について | 8. その他 |

※交付決定時に、「交付決定を受けられた皆様へ」を送付しますのでご確認ください

1. 補助対象者について

- Q1 [経営革新計画の承認を受けていれば、補助金の交付を受けることができますか？](#)
- Q2 [以前に経営革新計画の承認を受けた事業者は、申請できますか？](#)
- Q3 [これから経営革新計画の承認を受ける予定ですが、申請はできますか？](#)
- Q4 [「経営革新実行支援補助金」や「経営革新推進補助金」の交付を受けた事業者は、申請をすることができますか？](#)
- Q5 [何度でも申請ができますか？](#)

2. 補助対象事業について

- Q6 [福岡県内で実施するとは、具体的にどのようなことをいうのですか？](#)
- Q7 [国、福岡県又はその他の地方公共団体等の補助金を申請することを検討していますが、経費削減枠の申請も行ってよいですか？](#)
- Q8 [申請期間が早く終了することがありますか？](#)
- Q9 [原油等高騰に対応して経費削減を目的として実施する事業とは、どういう事業のことですか？](#)
- Q10 [経費削減でもたらされる効果とは、どのようなことですか？](#)

3. 補助対象期間について

- Q11 [補助事業の対象期間はいつですか？](#)
- Q12 [補助金の交付決定を受ける前に事業を行ってもよいですか？](#)
- Q13 [補助対象期間に行わなければならないことは何ですか？](#)

福岡県中小企業経営革新原油高騰等克服支援補助金（経費削減枠）

よくある質問

【目次】

- | | |
|-------------------------------|---------------------------------|
| 1. 補助対象者について | 5. 支払いについて |
| 2. 補助対象事業について | 6. 変更が生じた場合について |
| 3. 補助対象期間について | 7. 提出書類について |
| 4. 補助対象経費について | 8. その他 |

※交付決定時に、「交付決定を受けられた皆様へ」を送付しますのでご確認ください

Q14 [申請した日から何日程度で交付の決定となりますか？](#)

Q15 [補助金はいつ交付されますか？](#)

4. 補助対象経費について

Q16 [設備機器導入費とは、どのような費用ですか？](#)

Q17 [システム導入費とは、どのような費用ですか？](#)

Q18 [設備機器導入又はシステム導入に付随する諸経費とは、どのような費用ですか？](#)

Q19 [その他、理事長が必要と認める経費とは、どのような費用ですか？](#)

Q20 [リース料は補助の対象になりますか？](#)

Q21 [県から承認を受けた経営革新計画に記載している事業に該当する経費のみが、補助の対象になりますか？](#)

Q22 [親会社、子会社、自社の代表者若しくは役員が別に経営する会社、または親族から見積書を取得してもよいですか？](#)

Q23 [送料・産業廃棄物費・運搬費は補助の対象になりますか？](#)

5. 支払いについて

Q24 [支払いの際に割引やポイントを利用できますか？](#)

Q25 [クレジットカードを使用してもよいですか？](#)

Q26 [小切手で支払いをしてもよいですか？](#)

Q27 [インターネットバンキングにて支払い（振込）をしましたが、実績報告書の添付書類を教えてください。](#)

福岡県中小企業経営革新原油高騰等克服支援補助金（経費削減枠）

よくある質問

【目次】

- | | |
|-------------------------------|---------------------------------|
| 1. 補助対象者について | 5. 支払いについて |
| 2. 補助対象事業について | 6. 変更が生じた場合について |
| 3. 補助対象期間について | 7. 提出書類について |
| 4. 補助対象経費について | 8. その他 |

※交付決定時に、「交付決定を受けられた皆様へ」を送付しますのでご確認ください

Q28 [振込手数料は補助金の対象になりますか？](#)

Q29 [銀行振込をしましたが、振込明細書を紛失しました。購入先より発行してもらった領収書で代用できますか？](#)

6. 変更が生じた場合について

Q30 [申請後、または交付決定後に申請内容を変更できますか？](#)

Q31 [交付の決定を受けた後、いざ購入しようとしたら、在庫切れのため、提出した見積書の記載しているメーカーとは別のメーカーの設備機器を導入する必要が発生しました。どのように対応すればよいですか？](#)

Q32 [物品の購入先が変更になってもよいですか？](#)

Q33 [事業期間を延長することは可能ですか？](#)

Q34 [社名または代表者名・住所が変更になった場合、どうすればよいですか？](#)

7. 提出書類について

Q35 [経費削減率等の比較が判断できるカタログ等の写しとはどういったものを提出すればよいですか？](#)

Q36 [発注書（注文書）の内容に決まりはありますか？](#)

Q37 [インターネットで購入した場合の、実績報告書の添付書類を教えてください。](#)

8. その他

Q38 [物品の購入にメルカリや、ヤフーオークションなどのフリマアプリを利用することができますか？](#)

1. 補助対象者について

Q1 経営革新計画の承認を受けていれば、補助金の交付を受けることができますか？

A1 経営革新計画の承認を受ければ、必ず補助金の交付を受けることができるものではありませんが、原油等高騰に対応して経費削減を目的として事業を実施する場合は、その事業に対して補助金を交付します。 [Q9参照](#)

Q2 以前に経営革新計画の承認を受けた事業者は、申請できますか？

A2 以前に経営革新計画の承認を受けて、申請書受付日時点で、その経営革新計画承認書の計画期間内であれば、申請は可能です。

Q3 これから経営革新計画の承認を受ける予定ですが、申請はできますか？

A3 県に経営革新計画を申請し、申請窓口の受領印が押印された「経営革新計画に係る承認申請書の写し」を添付することで申請することができます。
ただし、補助金の交付決定は、経営革新計画の承認日以降となります。
また、経営革新計画の承認申請は、9月20日までに行う必要があります。

Q4 「経営革新実行支援補助金」や「経営革新推進補助金」の交付を受けた事業者は、申請をすることができますか？

A4 経営革新実行支援補助金や、経営革新推進補助金の交付を受けた方も申請ができます。

Q5 何度でも申請ができますか？

A5 補助申請は1事業者につき1回限りです。

2. 補助対象事業について

Q6 福岡県内で実施するとは、具体的にどのようなことをいうのですか？

A6 新たに導入する設備機器や成果物等の納品場所が福岡県内であることです。

Q7 国、福岡県又はその他の地方公共団体等の補助金を申請することを検討していますが、経費削減枠の申請も行ってよいですか？

A7 同じ目的の補助金で、同じ経費の申請はできません。

Q8 申請期間が早く終了することがありますか？

A8 予算の上限に達し次第、受付を終了します。

Q9 原油等高騰に対応して経費削減を目的として実施する事業とは、どのような事業のことですか？

A9 資金を投入して今後の経費の削減につなげるため行う事業のことです。
例えば、固定費削減のための省エネ機器の購入、業務効率化のための勤怠管理ソフトの導入、生産性向上のための自動化機械の導入などがあります。

Q10 経費削減でもたらされる効果とは、どのようなことですか？

A10 事業を実施することにより、現状と比較して、今後何がどの程度、経費削減できるかということです。
例えば、固定費の削減金額や、業務効率化による短縮された時間や、導入した機械により向上した生産性の比率などです。

3. 補助対象期間について

Q11 補助事業の対象期間はいつですか？

A 11 補助事業の対象期間は、交付決定の日から90日を経過した日、もしくは令和5年1月31日のいずれか早い日までです。
補助事業の対象期間は、交付決定通知書に記載されます。
交付決定を受ける前に発注した場合や、補助対象期間終了後に支払いを行った場合は、補助対象期間以外に補助事業を実施したとみなされ、補助金の交付決定額が減額されます。

Q12 補助金の交付決定を受ける前に事業を行ってよいですか？

A 12 交付決定前に事業を行うことはできません。

Q13 補助対象期間に行わなければならないことは何ですか？

A 13 設定された補助対象期間内に補助事業の発注（申込・契約）から納品、請求、支払いまでを完了させてください。
納品が終わっていても支払いが未了の場合や、代金を前払いしても納品が未了の場合は、補助事業を完了したことになりません。

Q14 申請した日から何日程度で交付の決定となりますか？

A 14 交付決定までの日数は、審査の内容等によって異なります。県の経営革新計画の承認を受けずに申請した場合は、承認後の交付決定となります。

Q15 補助金はいつ交付されますか？

A 15 実績報告書を提出し、中小企業振興センターから額の確定通知書を受領した後に、補助金の支払請求をしていただきますので、補助金の交付はその後になります。
補助事業が完了する前に補助金を交付する「概算払」はありません。

4. 補助対象経費について

Q16 設備機器導入費とは、どのような費用ですか？

A 16 経営革新計画の推進に際し、経費削減のため行う事業の実施に必要となる設備、機械、器具等の導入に要する費用となります。

Q17 システム導入費とは、どのような費用ですか？

A 17 経営革新計画の推進に際し、経費削減のため行う事業の実施に必要となるソフトウェア、アプリケーション、情報システム等の導入に係る費用となります。

Q18 設備機器導入又はシステム導入に付随する諸経費とは、どのような費用ですか？

A 18 設備機器導入費、システム導入費に付随し、経費削減のため行う事業の実施に必要となる経費です。

様式第2号別紙の、事業実施の目的と「事業を実施することによりもたらされる効果」を踏まえ、補助金の審査において総合的に判断します。なお、消耗品費は対象にはなりません。

Q19 その他、理事長が必要と認める経費とは、どのような費用ですか？

A 19 既存の設備機器やシステムに新たに部品等の追加購入、または交換等により、"固定費削減・業務効率化・生産性の向上"による経費削減効果が大きく期待できるものについては、提出された資料をもとに、その費用対効果を総合的に判断します。なお、LED灯などの消耗品は対象にはなりません。

Q20 リース料は補助の対象になりますか？

A 20 補助事業期間中に実施したリースは対象となります。

ただし、令和4年9月に1年リースで契約した場合、補助事業対象期間の月のみが対象となります。また、補助対象となるリース料の支払いを補助事業対象期間中に終えておく必要があります。

Q21 県から承認を受けた経営革新計画に記載している事業に該当する経費のみが、補助の対象になりますか？

A 21 経営革新計画に記載していない事業の経費についても、提出書類から経費削減につながると判断できれば、補助の対象となります。

4. 補助対象経費について

Q22 親会社、子会社、自社の代表者若しくは役員が別に経営する会社、または親族から見積書を取得してもよいですか？

A 22 関連会社の見積書を根拠資料として添付している場合は、関連会社以外の事業者から取得した見積書の提出を追加で求めることがあります。

Q23 送料・産業廃棄物費・運搬費は、補助の対象になりますか？

A 23 補助の対象にはなりません。搬入（設置）費は対象となります。

5. 支払いについて

Q24 支払いの際に割引やポイントを利用できますか？

A 24 割引やポイント利用での購入は可能ですが、その分は補助対象経費から減額になります。

Q25 クレジットカードを使用してもよいですか？

A 25 支払い方法は、現金払いまたは、銀行等振り込みのみとなります。
クレジットカードでの支払いは対象にはなりません。

Q26 小切手で支払いをしてもよいですか？

A 26 支払い方法は、現金払いまたは、銀行等振り込みのみとなります。
小切手での支払いは対象にはなりません。

Q27 インターネットバンキングにて支払い（振込）をしましたが、実績報告書の添付書類を教えてください。

A 27 インターネットバンキングの振込入出金明細照会、または、振込取引状況照会等にて、該当部分の画面を印刷して提出してください。
金融機関毎に出力期間が限られていますので、ご注意ください。

Q28 振込手数料は補助金の対象になりますか？

A 28 補助金の対象になりません。
ただし、相手方負担の場合は、補助事業に要する経費の値引きと判断し、補助対象経費が減額されます。

Q29 銀行振込をしましたが、振込明細書を紛失しました。購入先より発行してもらった領収書で代用できますか？

A 29 振込明細書が必要です。
紛失の場合は、購入先発行の領収書のコピー(但し書きに振込と表示する)と振込金額がわかる通帳ページの写しが必要になります。

6. 変更が生じた場合について

Q30 申請後、または交付決定後に申請内容を変更できますか？

A 30 災害や事故等による原材料不足や、取引先の都合による在庫切れや納期の遅れなど、補助事業の内容を変更せざるを得ない場合は、速やかに中小企業振興センターに補助事業の内容（経費）変更承認申請書（様式第8号）を提出してください。変更申請の審査にあたり、追加で資料の提出を依頼する場合があります。事業者の自己判断、事業者の都合で補助事業の内容を変更した場合は、交付決定の取消となる場合がありますので注意してください。

Q31 交付の決定を受けた後、いざ購入しようとしたら、在庫切れのため、提出した見積書の記載しているメーカーとは別のメーカーの設備機器を導入する必要が発生しました。どのように対応すればよいですか？

A 31 メーカー名、品番が交付申請時の計画と異なる設備機器を購入する場合、新しい見積書と様式第8号の変更申請書を、購入前に提出し、中小企業振興センターの承認を受けなければなりません。申請時と同等品、または、後継機種でなければなりません。また、交付決定額が上限となります。変更申請書を提出して変更承認を受けた日以降に購入が可能となり、日数を要しますので、早めに対応してください。

Q32 物品の購入先が変更になってもよいですか？

A 32 同じ商品で、金額も同額以下であれば、問題ありません。

Q33 事業期間を延長することは可能ですか？

A 33 自然災害等の影響により、補助事業を補助対象期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は遂行が困難になった時は、速やかに、補助事業遅延等報告書（様式第12号）を提出し、指示を受けてください。ただし、事業期間は、交付決定時に「交付決定の日から90日を経過した日、もしくは令和5年1月31日のいずれか早い日まで」と設定されていますので、遅くとも令和5年1月31日までにすべて完了しなければなりません。

Q34 社名または代表者名・住所が変更になった場合、どうすればよいですか？

A 34 交付申請時に提出された様式第2号の内容に変更が生じた場合は、速やかに様式第8号の変更申請書を提出してください。その際は、変更を確認できる書類として、免許証や、履歴事項全部証明書などを添付してください。変更承認された後は、郵便物を変更申請された住所宛に発送します。社名・代表者変更の場合などは、補助金受取りの銀行口座の名義変更も必要となります。同時に県への報告も別途必要です。商工部 新事業支援課（092-643-3449）へ連絡してください。

7. 提出書類について

Q35 経費削減率等の比較が判断できるカタログ等の写しとはどういったものを提出すればよいですか？

A35 現在使用している設備機器等と、今後導入予定の設備機器等を比較して、どのくらい経費削減につながるかを確認します。
そのため、消費電力量や、年間目安電気料金などの基本仕様が記載されているカタログ等の写しを、それぞれ提出してください。

Q36 発注書（注文書）の内容に決まりはありますか？

A36 宛名（購入先名）・注文者の住所・代表者氏名・印鑑押印・発注日・購入品名・数量・金額を記入したものです。フォーマットがなければ、インターネットからテンプレートなどをダウンロードするなどして作成して下さい。
インターネットでの購入の場合は、購入履歴から注文内容画面を印刷して提出してください。
メールでの発注の場合は、メール履歴画面を印刷して提出してください。

Q37 インターネットで購入した場合の実績報告書の添付書類を教えてください。

A37 見積書は、インターネット上の商品画面（金額も明示）を印刷して提出して下さい。発注書・納品書・請求書がない場合は、発注日・納品日・請求日がわかるものとして購入履歴等のメールの画面を印刷し、提出して下さい。

8. その他

Q38 物品の購入にメルカリや、ヤフーオークションなどのフリマアプリを利用することができますか？

A38 フリーマーケットアプリは利用規約において、領収書発行は行わない等の制約がありますので、利用できません。